

強化指定選手及びスタッフ等の行動規範

1. 制定の趣旨及び目的

1. この規範（以下「本規範」という）は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という）が指定した強化指定選手及び日本代表選手並びにコーチ、トレーナー、スタッフ等が国際大会・強化合宿等に参加した場合、本人に対してその行動基準を明確にするために定める。
2. 本協会が指定した強化指定選手及び日本代表選手並びにコーチ、トレーナー、スタッフ等は、選手の競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが本協会を代表する競技者であり、健全な生徒、学生、社会人として規律ある行動を行う責務を負っている。
本規範は、強化指定選手及び日本代表選手並びにコーチ、トレーナー、スタッフ等が順守すべき基本的な行動基準を定め、もってバドミントン競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

2. 強化指定選手及びスタッフ等の定義

強化指定選手及びスタッフ等とは、本協会登録者の中において著しく能力に優れ、国際大会において好成績をもたらすことが期待される者（日本代表選手を含む）とその活動をサポートするスタッフ（コーチ、トレーナー等を含む）で、本協会が指定・認定する者（以下「強化指定選手及びスタッフ等」という）をいう。

3. 規範の遵守と内容

強化指定選手及びスタッフ等は、以下の規範内容を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

(1) 法令及び諸規則・ルールの遵守

法令及び諸規則、ルール・マナーを遵守することはもとより、常に良識を持って誠実に行動するものとし、八百長・違法賭博、汚職・腐敗行為は行ってはならない。また、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令等に反する行為を黙認しないととも、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

(2) 差別・暴力等の排除

社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別は行わないものとし、人権を尊重し、平等に対応する。

また、身体的暴力、暴言、いじめ、それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むがこれに限らない）行為等を行ってはならない。

(3) ドーピング及び薬物乱用の禁止

ドーピングは行ってはならない。また、麻薬や覚醒剤等薬物の乱用も、反社会的な行為であり絶対に行ってはならない。止むを得ず薬物等を服用する場合は、必ず事前にドクター、トレーナーに相談したうえで服用すること。

競技会検査及び競技会外検査（抜き打ち検査）は、いつでも実施される可能性があることを認識しておくこと。
その際の選手の権利と義務について確認しておくこと。居場所情報の提出を怠らないこと。

(4) 社会への貢献

強化指定選手及びスタッフ等は、日頃から良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

(5) 本協会主催の大会、行事等への参加

- ・ 本協会が主催する日本ろう者バドミントン選手権、日本ろう者ランキングサーキット大会
- ・ 日本代表選手として出場する国際大会（デフリンピック・世界選手権・アジア大会 等）
- ・ 一般財団法人全日本ろうあ連盟が主催する全国ろうあ者体育大会

上記の他、本協会の主催（指定）する大会及びイベントなどの行事には原則参加すること。

やむを得ない事情で参加出来ないときは、予め本協会に届出書を提出し、承認を得るものとする。

(6) 強化合宿への参加

予定されている強化合宿に必ず参加すること。

参加できないときは、予め本協会強化委員会事務局に届出書を提出し、承認を得るものとする。

(7) 国際大会、強化合宿 等の服装

日本代表選手に相応しい、清潔感があり好感のもてる服装を基本とすること。

また日本代表選手になった場合は、当該選手団の団長、監督、コーチ、スタッフが定める行動規範や指示事項を必ず遵守すること。

指定の衣服（ユニフォーム等）があるときは、その衣服を着用すること。なお、衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方による。

(8) 礼儀礼節の保持

一般社会人、学生としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、強化指定選手及びスタッフ等としての自覚と責任をもって行動すること。

(9) TV 等への出演及びマスメディア取材

マスメディア関係（テレビへの出演、新聞、雑誌等の取材、講演、体験会 等）への対応は、事前に本協会に届出書を提出し承認を得ること。

(10) ソーシャルメディア（ブログ・Facebook・Instagram・X 等）

ソーシャルメディアで自身の経験などを投稿することはできるが次の事項に注意すること。

- ・ 投稿する内容は日記形式であること。
- ・ ジャーナリストの役割をなすものであってはならない。
- ・ 他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること。
- ・ 投稿する内容には自身が責任を負い、他の人の誹謗中傷的な投稿はしないこと。

(11) スポーツマネジメントとの契約

強化指定選手は、強化方針や規約を遵守するとともに、これらがスポーツマネジメント会社との契約より優先することを了知すること。

(12) 強化指定選手及びスタッフ等の肖像権

本協会は強化指定選手及びスタッフ等の肖像権を保有し、肖像権利用についての許諾権を持つ。

(13) 本協会との良好なコミュニケーションの保持

本協会は強化指定選手及びスタッフ等と一体となって競技力の向上を目指している。

必ず次の事項を強化委員会に報告若しくは連絡すること。

- ・ 練習場所、活動場所
- ・ 年間スケジュール
- ・ 指導者の氏名及び連絡先
- ・ 事故、怪我等
- ・ その他必要な事項

(14) 秘密情報漏洩の禁止

協会に関する情報や強化指定選手及びスタッフ等の個人情報等の秘密情報を第三者に開示、漏洩、又は公表してはならない。但し、公表されている情報はその対象から除外する。

(15) その他の遵守事項

1. 協賛、後援等スポンサー企業等に対しては感謝し敬意をはらうこと。
2. 強化指定選手は毎年指定されたメディカルチェックを受けるなど、健康に対する自己管理を徹底して行うこと。
また、感染症対策に留意し、インフルエンザ、その他の感染症等にかかった時点で速やかに本協会事務局へ申告すること。感染症対策ガイドラインに従うこと。
3. 合宿及び海外遠征期間中に宿舎から外出する（単独での外出は禁止）際には、必ずスタッフの了承を得ること。
4. 本協会が別に定める倫理規程に従うこと。

4. 違反者に対する処分

1. 強化指定選手及びスタッフ等が、本規範に違反したと認められたときは、理事会で処分内容について検討し、その処分を行うことができる。処分内容は下記の通りとする。
 - (1) 強化指定選手及びスタッフ等の活動・行事に参加することを停止すること。
 - (2) 強化指定選手及びスタッフ等から除外すること。
 - (3) その他、違反の程度に見合った処分。
2. 本協会は日本代表選手であっても、本規範に違反若しくは大会、強化合宿等への準備が不十分である場合や日本代表選手として適格性に欠ける言動があった場合は、代表を剥奪する権利を保有する。
3. 前 1. 2. の処分に際して、理事会は当該強化指定選手及びスタッフ等に対して書面による弁明の機会を与えなければならない。

5. 変更

本規範は、本協会理事会の決議により変更することができる。

6. 附則

本規範は、2018年 4月28日より実施、施行する。

本規範の一部を改正し、2019年 2月 4日より施行する。

本規範の一部を改正し、2024年 3月 1日より施行する。